

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	乳幼児医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美祢市は、乳幼児医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

山口県美祢市長

## 公表日

令和3年9月17日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	乳幼児医療費助成に関する事務
②事務の概要	・美祢市乳幼児医療費助成要綱に基づき、乳幼児医療費助成対象者台帳を電子化し、受給者、支給対象児童、所得情報、支払情報の履歴管理を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①福祉医療費受給者証に関する事務 ②審査又はその申請に対する応答に関する事務
③システムの名称	乳幼児医療費助成システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
乳幼児医療費助成システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び番号法第9条第2項に基づき定める「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」別表第1の「1」の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法別表第二で準ずる法定事務と特定個人情報 (別表第二で準ずる情報照会の根拠): 番号法別表第二主務省令第8条第1号イ、ハ  番号法第19条第9号及び番号法第9条第2項に基づき定める条例 (条例における情報照会の根拠): 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」別表第2の「1」の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美祢市市民福祉部地域福祉課 759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 0837-52-5228
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美祢市市民福祉部地域福祉課 759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 0837-52-5228

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月29日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	地域福祉課長 福田泰嗣	地域福祉課長 内藤賢治	事後	
平成29年5月29日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年5月29日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年5月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	0837-52-5227	0837-52-5228	事後	
平成30年5月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	0837-52-5227	0837-52-5228	事後	
平成30年5月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年5月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年5月24日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康増進課長 斉藤正憲	健康増進課長	事後	
令和1年5月24日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和1年5月24日 時点	事後	
令和1年5月24日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和1年5月24日 時点	事後	
令和1年5月24日	IVリスク対策	なし	追加		様式変更(評価項目追加)
令和2年6月20日	表紙-公表日	令和1年5月24日	令和2年6月20日	事後	再評価の実施
令和2年6月20日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和1年5月24日 時点	令和2年6月20日 時点	事後	再評価の実施
令和3年2月28日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和2年6月20日 時点	令和3年2月28日 時点	事後	
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法別表第二で準ずる法定事務と特定個人情報(別表第二で準ずる情報照会の根拠):番号法別表第二主務省令第8条第1号イ、ハ 番号法第19条第8号及び番号法第9条第2項に基づき定める条例 (条例における情報照会の根拠):「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」別表第2の「1」の項	番号法別表第二で準ずる法定事務と特定個人情報(別表第二で準ずる情報照会の根拠):番号法別表第二主務省令第8条第1号イ、ハ 番号法第19条第9号及び番号法第9条第2項に基づき定める条例 (条例における情報照会の根拠):「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」別表第2の「1」の項	事後	番号法改正による号ズレ対応